

入 札 説 明 書

【電子入札システム対応】

令和8年度タンパク質濃縮・脱塩用システム 一式

令和8年9月

国 立 研 究 開 発 法 人
国 立 環 境 研 究 所

当研究所の一般競争に係る入札公告（令和８年９月１５日付）に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

１．契約者

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 大島 義人

２．調達内容

（１）購入物品及び数量 【電子入札システム対応】 令和８年度タンパク質濃縮・脱塩用システム一式

（２）購入物品の特質等 仕様書のとおり

（３）納入期限 令和９年１月２９日

（４）納入場所 仕様書のとおり

（５）入札方法

入札者は、納入に係る一切の諸費用を含め、金額を見積もるものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に課税対象金額の１０％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から課税額を除いた金額を記載した入札書を提出すること。

３．競争参加資格

（１）令和７・８・９年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の販売」の「精密機器類」又は「その他」において、「Ａ」、「Ｂ」、「Ｃ」又は「Ｄ」の等級に格付けされている者であること。

（２）国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第５条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（３）国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第６条の規定に該当しない者であること。

（４）契約者等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

（５）本入札説明書において示す暴力団排除等に関する誓約事項に誓約できる者であること。

４．電子入札システムの利用

本件調達は電子入札システムで行うため、同システムの電子認証（代表者又はその委任を受けた者のＩＣカードに限る。）を取得していること。

・<https://www.ebs-cloud.fwd.ne.jp/CALS/Accepter/index.jsp?name1=06A0064006A00600>

なお、同システムによりがたい者は、紙入札方式によることができる。ただし、紙入札方式参加届（別紙１）を６．に示す期間及び場所に提出すること。提出は、書面の持参若しくは郵送又は電子メールによること。

５．入札説明書等に対する質問

（１）入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い質問書を提出すること。

①受領期間：令和８年９月１５日から令和８年９月２５日まで

②提出場所：〒３０５－８５０６ 茨城県つくば市小野川１６－２

国立研究開発法人国立環境研究所総務部会計課契約第一係

TEL ０２９－８５０－２３２１（担当：藤本）

③提出方法：電子メールによるデータ（指定様式（※））の送付とする（データ送付先：chotatsu@nies.go.jp）。なお、メールの件名を【質問の提出（令和８年度タンパク質濃縮・脱塩用システム一式）（担当：藤本）】とすること。

※当研究所ＷＥＢサイトに掲載（本公告掲載先と同一ページ）

（２）（１）の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

①期 間：令和８年９月３０日１０時００分から令和８年１０月１４日１４時００分まで

②閲覧場所：当研究所ＨＰ上（本ページ）において閲覧可能である。

6. 仕様書に係る提案書等の提出

(1) 提案書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒305-8506 茨城県つくば市小野川16-2

国立研究開発法人国立環境研究所

総務部会計課契約第一係 担当：藤本

TEL 029-850-2321 FAX 029-850-2388

(2) 提出期限：令和8年10月6日17時00分

(3) 提出方法：書面の持参又は郵送(書留郵便に限り、受領期間必着とする。)によるものとする。 また、電子入札システム(同システムにより入札する者に限る。)若しくは電子メール(送付先：chotatsu@nies.go.jp)による電子データ(ワード又はエクセルで作成したもの)の提出も可とする。なお、メールの件名を【提案書の提出(令和8年度タンパク質濃縮・脱塩用システム 一式)(担当：藤本)】とすること。

(4) 仕様書に示す仕様等を満たすことを証明する提案書(仕様書に示す項目に関する入札機器の性能等を数値又は具体的な表現で記載すること。)を提出すること。カタログ等が存在する場合には併せて提出すること。

また、上記提案書に記載した機器に係る(販売)価格証明書(別紙6)も併せて提出すること。

(5) 提案書等の審査

提出された提案書等が当研究所の交付する仕様書に示す事項(規格・構成及び性能諸元等)に適合しているかを担当研究者が審査し、使用目的及び要求仕様を満たすと判断した場合のみ本入札に参加できるものとする。

なお、参加の可否については、次の期限までに通知する。

令和8年10月9日17時00分

7. 入札及び開札の日時及び場所

令和8年10月14日14時00分

国立研究開発法人国立環境研究所 研究本館Ⅱ1階 第1会議室

8. その他

(1) 電子入札の方法

① 6. (2) の日時までに、電子入札システムの証明書等提出画面において3. (1) の資格審査結果通知書を提出すること。

② 7. の日時までに、同システムに定める手続に従って入札を行うこと。通信状況によっては当該期限内に入札情報が到着しない場合があるので、時間的余裕を持って行うこと。

③ 入札金額は、仕様書に示された調達物品1式に係る一切の代金の合計(税抜)とすること(調達物品等の搬入、据付及び調整に要する費用は代金に含まれるものとする。なお、据付調整に要する電力・用水は当研究所が供給する。)

④ 同システムにより入札した場合には、本入札説明書において示す暴力団排除等に関する誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

(2) 紙入札の方法

① 入札書(別紙2)には、入札参加者の住所、氏名を記入し、金額の記入はアラビア数字を用いて鮮明に記載すること。

② 入札書は封筒に入れた上で入札者の氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「10月14日開札(令和8年度タンパク質濃縮・脱塩用システム 一式)の入札書在中」と記載し、提出すること。

③ 入札者は、入札書を提出する際にはあらかじめ本入札説明書3の競争参加資格を有することを証明する書類及び必要に応じて、入札権限に関する委任状(別紙3・4)を提出すること。

④ 入札金額は、仕様書に示された調達物品1式に係る一切の代金の合計を記載すること(調達物品等の搬入、据付及び調整に要する費用は代金に含まれるものとする。なお、据付調整に要する電力・用水は当研究所が供給する。)

⑤ 入札者は、その提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることはできない。

- ⑥ 入札書は、別紙の書式により作成し、封かんの上で開札当日に持参又は下記期限までの郵送により提出するものとする。なお、電送等その他の方法による入札は認めない。

入札書を持参する場合は、入札書を封かんし、入札参加者の商号又は名称、入札件名及び開札日時を記載して入札箱に投入すること。

- ⑦ 新型コロナウイルスによる感染症（COVID-19）の感染拡大防止のため、当面の間郵送による入札書の提出は3通まで認めることとする。入札書を郵送により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札参加者の入札参加者の商号又は名称、入札件名及び開札日時並びに入札回数（〇回目）を記載して書留郵便（配達証明付）により、次に従い郵送すること。

提出期限：入札及び開札の前日（※）17時00分

※土・日曜日、祝祭日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く。

提出場所：本入札説明書5.（1）と同じ

- ⑧ 入札者は、代理人又は復代理人（以下「代理人等」という。）をして入札させる場合には、入札書に入札者の氏名、名称若しくは商号を記入し、代理人等であることの表示をすること。
- ⑨ 入札者又はその代理人等は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人等を兼ねることができない。

（3）入札の無効

次の各号に該当する入札書は無効とする。

- ① 本入札説明書に示した競争参加資格を有しない者の提出した入札書
- ② 紙入札において、委任状を持参しない代理人等の提出した入札書
- ③ 紙入札において、記名を欠いた入札書
- ④ 金額を訂正した入札書
- ⑤ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
- ⑥ 明らかに連合によると認められる入札書
- ⑦ 同一事項の入札について他の競争参加者の代理人等を兼ね、又は二人以上の代理人等をした者の入札書
- ⑧ 特定商品と同等のものであることを証明する必要がある入札にあつては、同等のものであることを証明できなかった入札書
- ⑨ 同一入札執行回について、入札参加者又はその代理人等が二通以上の入札書を提出した場合
- ⑩ その他の入札に関する条件に違反した入札書

（4）入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

（5）開札方法

- ① 開札は、入札者又はその代理人等を立ち合わせて行う。よつて入札者又はその代理人等は、開札当日に7. に示す場所に直接来ること。入札者又はその代理人等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。この場合、異議の申し立てはできない。
- ② 電子入札システムにより入札を行った場合には、入札者又は代理人等は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。
- ③ 入札者又はその代理人等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ④ 入札者又はその代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書を提示すること。また、必要に応じて、委任状を提出すること。
- ⑤ 入札者又はその代理人等は、契約者等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- ⑥ 開札した場合において、入札参加者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札が無いときは、直ちに再度の入札を行う。なお、以下の事項に留意すること。
 - ・再度入札の時刻は入札執行者（弊所職員）が指定する（電子入札による応札を行う場合は特に留意すること。）。
 - ・再度入札の回数は原則として2回を限度とする。ただし、郵便による入札を行い、開札当

日に入札参加者又はその代理人等が開札場所に出席しないときは、入札書の提出数以降の再度入札による入札に参加できないため注意すること。

- ・電子入札システムにおいては、開札の際、入札者又は代理人等が立ち会わず又は電子入札システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。再度入札の時刻については、当研究所から通知書を送信するので、システム内の通知は必ず確認すること。なお、入札方式が混在する場合、開札処理に時間を要すことから、予定時間を大幅に超える場合がある。

(6) 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

- ① 本入札説明書6に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様書等の要求要件を全て満たし、仕様書において明らかにした性能等の要求要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件を全て満たし、当該入札書の入札価格が国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第13条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- ② 落札者となるべき者が二人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじにより落札者を決定する。電子入札システムにより入札を行う場合は、入札時に任意の3桁の数字を入力すること。紙入札による場合は、入札書(別紙2)の記載欄に任意の3桁の数字を記載すること。なお、入力された数字は乱数処理により変換された数字により落札者を決定するため、指定した数字が直接判定に用いられるものではない。当該入札者のうち数字の指定を行わない者があるときは、職員が任意の数字を入力し、落札者を決定するものとする。

(7) 入札及び契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 入札保証金及び契約保証金 免除

(9) 落札内訳書の提出

- ① 落札者は、落札者の決定後すみやかに落札額に応じた内訳書を提出すること。なお、内訳書は可能な限り詳細に記載するものとし、内訳書の全ての単価(単価を示すことができないものについては、その価格)についてその単価を証明する書類を添付すること。
- ② 内訳書の様式は自由とする。
- ③ 内訳書は返却しない。

(10) 契約書の作成

- ① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、速やかに契約書(別紙5)を取り交わすものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印(外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。)し、契約者等が契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 契約者等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(11) 入札心得

- ① 入札者は、仕様書及び契約書(案)を熟読の上で入札すること。
- ② 入札者は、仕様書について疑義があるときは、当研究所関係職員に説明を求めることができる。
- ③ 入札後、仕様書について不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(12) 入札結果及び契約情報の公表について

① 入札結果の公表

落札者が決定したときは、その入札結果(落札者を含めた入札者全員の商号又は名称及び入札価格)について、開札場において発表するとともに電子入札システムにおいて公表する予定である。

② 契約情報の公表

契約を締結したときは、後日当該契約情報を当法人のHPにおいて公表する。

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針

(平成22年12月7日閣議決定)」において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について、情報を公開する等の取組を進めることとされている。

これに基づき、以下のとおり、当法人との関係に係る情報を当法人のHPで公表することとするので、所要の情報の当法人への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようお願いする。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって、同意されたものとみなすこととする。

1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

ア. 当法人において役員を経験した者が再就職をしていること又は課長相当職以上の職を経験した者が役員、顧問等として再就職していること

イ. 当法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

上記に該当する契約先との契約（予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水料の支出に係る契約等は対象外）について、契約ごとに、物品・役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

ア. 前記②1)アに該当する再就職者の人数、職名及び当法人における最終職名

イ. 当法人との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当法人との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

・ 3分の1以上2分の1未満

・ 2分の1以上3分の2未満

・ 3分の2以上

エ. 一者応札又は一者応募である場合はその旨

3) 提供を求める情報

ア. 契約締結時点における前記②1)アに該当する再就職者に係る情報(人数、職名及び当法人における最終職名)

イ. 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当法人との間の取引高

4) 公表の時期

契約締結日の翌日から起算して原則72日以内(4月中に締結した契約については原則93日以内)

(13) 電子入札システムの操作及び障害発生時の問い合わせ先

電子入札システム ポータルサイトアドレス

: <https://www.nies.go.jp/about/procurement/e-bidding/index.html>

ヘルプデスク 0570-021-777 (受付時間: 平日 9:00~12:00 及び 13:00~17:30)

Email: sys-e-cydeenasphep.rx@ml.hitachi-systems.com

(別紙1)

年 月 日

紙入札方式参加届

国立研究開発法人国立環境研究所理事長 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

下記入札案件について、電子入札システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

件名： 令和8年度タンパク質濃縮・脱塩用システム 一式

担当者等連絡先

部署名 :

責任者名 :

担当者名 :

TEL :

E-mail :

(別紙2)

入 札 書

入札金額 金 円

電子くじに入力する数字（任意の3桁）：

件名 令和8年度タンパク質濃縮・脱塩用システム 一式

上記金額をもって、貴所入札説明書承諾の上、入札します。
御採用の上は確実に履行いたします。
なお、入札説明書別紙7の暴力団排除等に関する誓約事項に誓約します。

年 月 日

住 所

商号又は名称

役職・氏名

国立研究開発法人国立環境研究所理事長 殿

担当者等連絡先

部署名：

責任者名：

担当者名：

TEL：

E-mail：

< 記 入 例 >
(参考)

入 札 書

入札金額 金 円

(入札金額は、仕様書に示された調達物品 1 式に係る一切の代金の合計（税抜）を記載すること。調達物品等の搬入、据付及び調整に要する費用は代金に含まれるものとする。なお、据付調整に要する電力・用水は当研究所が供給する。)

電子くじに入力する数字（任意の 3 桁）：

件名 △△△△△△△△△△△△△△△△

上記金額をもって、貴所入札説明書承諾の上、入札します。
御採用の上は確実に履行いたします。
なお、入札説明書別紙 7 の暴力団排除等に関する誓約事項に誓約します。

年 月 日

住 所 ○○○○○○○○○○
商号又は名称 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇
役職・氏名 代 表 者 ☆ ☆
代 理 人 □ □ 又は
復代理人 ● ●

※ 代理人又は復代理人が入札の際は記名すること

国立研究開発法人国立環境研究所理事長 殿

担当者等連絡先

部署名 :
責任者名 :
担当者名 :
TEL :
E-mail :

(別紙3)

年 月 日

委 任 状

国立研究開発法人国立環境研究所理事長 殿

委任者：住 所
商号又は名称
代 表 者 名

今般、私は、 を代理人と定め、令和8年9月15日付公示された国立研究開発法人国立環境研究所の「令和8年度タンパク質濃縮・脱塩用システム 一式」に関し、下記の権限を委任いたします。

受任者：住 所
商号又は名称
役 職 ・ 氏 名

記

1. 本入札に係る一切の権限
2. 1. の事項に係る復代理人を選任すること

担当者等連絡先

部署名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

E-mail :

(別紙4)

年 月 日

委 任 状

国立研究開発法人国立環境研究所理事長 殿

委任者：住 所
商号又は名称
代 表 者 名

今般、私は、 を復代理人と定め、令和8年9月15日付公示された国立研究開発法人国立環境研究所の「令和8年度タンパク質濃縮・脱塩用システム 一式」に関し、下記の権限を委任いたします。

受任者：住 所
商号又は名称
役 職 ・ 氏 名

記

1. 本入札に係る一切の権限

担当者等連絡先

部署名 :

責任者名 :

担当者名 :

TEL :

E-mail :

(別紙5)

契 約 書 (案)

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 大島 義人(以下「甲」という。)は、
(以下「乙」という。)と下記物品購入について、次の
条項により契約を締結する。但し、現品を甲の指定する場所に納入(搬入の場合も含む。以下同じ。)するまでに要する費用は、契約金額中に含むものとする。

記

1. 件 名 令和8年度タンパク質濃縮・脱塩用システム 一式
2. 契 約 金 額 金 円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)
3. 契約保証金 免除

(納入場所及び期限)

第1条 現品の納入場所及び期限は次のとおりとする。

場 所 仕様書のとおり
期 限 令和9年1月29日(金)

(納入検査)

- 第2条 乙は、現品を納入するときは、必要事項を甲に通知し、立会のうえ検査を受けなければならない。但し、乙に差支えがあつて立会することができない場合は、あらかじめ甲の承諾を得た
確実な代理人を差し出さなければならない。
- 2 甲は前項の通知を受けたときは、乙から通知を受けた日から10日以内に納入検査をするものとする。
 - 3 納入現品は、すべて甲の指示(仕様書等)のとおりであつて、甲が行う検査に合格したものでなければならない。
 - 4 前各項の検査に必要な費用は、乙の負担とする。

(所有権の移転及び危険負担)

第3条 納入現品の所有権は、甲が前条の検査の結果、合格品と認め、合格品を受領して、乙にその受領書を交付したときに移転する。また、受領書が発せられるまでの現品亡失毀損等の事故その他一切の責任は、乙の負担とする。但し、甲の故意又は重大な過失によつた場合は、この限りでない。

(不合格品引取)

- 第4条 乙が、甲の施設を利用して第2条の検査を受け、その結果不合格となつた現品は、甲が指定した期限内に持ち去らなければならない。
- 2 甲は、前項の期限経過後は何時でもその現品を他の場所に運搬し又は第三者に保管を託すことができる。但し、その費用一切は、乙の負担とする。

(納期の有償延期)

第5条 乙が、第7条以外の事由によつて、第1条の場所及び期限内に合格品の納入ができないときは、乙はその事由を詳記して納入期限内に延期を請求することができる。この場合、甲は特に事情止むを得ないものと認められるものに限り、遅滞料を徴収して延期を許すことができる。

(遅滞料)

第6条 遅滞料は、その期限の翌日から起算して、遅滞日数に応じその未納付分に相当する金額に対し、民法（明治29年法律第89号）第404条で定める法定利率で計算した額とする。

(納期の無償延期)

第7条 天災地変その他乙の責に帰し難い事由によって、第1条の場所及び期限内に現品の納入ができないときは、乙はその事由を詳記して納入期限内に延期を請求することができる。この場合、甲はその請求が正当と認めたときは、特に前条の遅滞料を免除して納期の延期を許すことができる。

(契約の解除)

第8条 甲は、自己都合により、この契約を解除することができる。但し、解除により生ずる損害については、第10条第2項によることとする。

2 次に掲げる事項の一に該当するときは、甲は、催告することなくこの契約を解除することができる。

- 一 第5条及び第7条に規定する外、第1条の期限内に合格品の受領を終了しないとき。
- 二 乙がこの契約の解除を請求し、その事由が正当なとき。
- 三 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- 四 甲が行う現品の検査又は納入に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認めたとき。
- 五 乙が第12条又は第13条の規定に違反したとき。

3 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

4 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(違約金)

第9条 次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の10分の10に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 甲が第8条第2項の規定により契約の全部又は一部を解除したとき。
- 二 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人が契約を解除したとき。

- 三 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人が契約を解除したとき。
- 四 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等が契約を解除したとき。
- 五 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- 六 この契約に関し、乙が独占禁止法第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は当該事業者団体（以下「乙等」という。）に対し、独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- 七 この契約以外の乙の取引行為に関して、乙が独占禁止法第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、乙等に対し、納付命令又は排除措置命令を行い、これらの命令が確定した場合において、これらの命令に乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示され、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 八 この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項の規定による違約金等の支払いを甲の指定する期間内に支払わないときは、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、民法（明治29年法律第89号）第404条で定める法定利率で計算した額の延滞利息を甲に支払わなければならない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超える場合において、甲がその超える分の損害を損害金として請求することを妨げない。

（損害賠償）

- 第10条 乙の契約不履行によって、甲が損害を受けたときは、甲は乙に対してその損害を賠償させることができる。
- 2 乙が、この契約を誠実に履行する目的で調達又は製作等に着手後、第8条第1項による解約のため損害を生じたときは、乙は甲の意思表示があった日より10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。
- 3 甲が前項の請求を受けたときは、その確証があるものに限り、適当と認めた金額を賠償することができる。但し、乙の同意を得て解除した場合はこの限りでない。
- 4 甲は、第8条第2項、第3項又は第4項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

（契約代金の支払）

- 第11条 甲は、第3条の所有権の移転が行われた後、乙から適法な請求書を受理した日から起算して60日以内に契約代金を支払わなければならない。

（権利義務の譲渡）

- 第12条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を、甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険

法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

(秘密の保持)

第13条 甲及び乙は、この契約の履行に際し、知得した相手方の秘密を第三者に洩らし、又は利用してはならない。

(担保責任)

第14条 甲は、納入現品について納入後1年以内に契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、契約不適合である旨を乙に通知し、他の良品と引換えさせ、あるいは修理させ又は既に支払った契約金額の一部を返還させることができる。

(紛争又は疑義の解決方法)

第15条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲乙協議のうえ解決するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 茨城県つくば市小野川16-2
国立研究開発法人国立環境研究所
理事長 大島 義人

乙

(別紙6)

年 月 日

国立研究開発法人国立環境研究所 殿

住所
会社名
代表者名

価 格 証 明 書

下記の製品の金額は定価であることを証明致します。

記

件 名	規 格	数 量	金 額

(上記金額は消費税を含んでおりません。)

担当者等連絡先

部署名 :

責任者名 :

担当者名 :

TEL :

E-mail :

(別紙 7)

暴力団排除等に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「貴所」という。）の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて国立研究開発法人国立環境研究所の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の貴所へ報告を行います。

5. 貴所の規程類及び法令を遵守して不正、不適切な行為に関与せず、また、貴所の職員等から不正行為の依頼等があった場合には拒絶するとともに、その内容を貴所に通報し、さらに内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力します。

(参考) 国立研究開発法人国立環境研究所 規程・規則等
<https://www.nies.go.jp/about/disclosure/kitei/>

(各種規程)

国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則（抄）

第2章 一般競争契約

（一般競争に参加させることができない者）

第5条 契約責任者は、特別の事由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を会計規程第34条第1項の規程による一般競争に参加させることができない。

（一般競争に参加させないことができる者）

第6条 契約責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後2年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- （1）契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- （2）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
- （3）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- （4）監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- （5）正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- （6）前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者

2 契約責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させることができる。

（予定価格の作成）

第13条 契約責任者は、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

(参 考) 紙入札に当たっての留意事項

1. 本調達に関する質問回答について

本調達に関する質問回答書は、電子入札システム及び当研究所 HP 上で閲覧可能である。

2. 入札書について

入札書については、応札者において適当部数コピーの上、記名し用意すること。

なお、代理人をもって入札する場合の記名は、必ず委任状で委任される者のものと同一とする。

3. 委任状について

1) 代理人が応札する場合には必ず委任状を提出すること。

2) 本社（代表者等）から直接委任を受ける場合には、代理人の委任状（別紙3）を、支社等を経由して委任を受ける場合には、支社長等への代理人の委任状（別紙3）と支社長等から復代理人への委任状（別紙4）の両方を用意すること。

4. 資格審査結果通知書の写しを用意すること。

5. 郵送による入札を行う場合においても、資格審査結果通知書の写し等必要書類を提出すること。

仕 様 書

1. 件 名 令和8年度タンパク質濃縮・脱塩用システム 一式

本仕様書は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）が調達する「令和8年度タンパク質濃縮・脱塩用システム 一式」について規定する。

2. 数 量 タンパク質濃縮・脱塩用システム 一式

3. 研究内容・購入目的

NIES では、科研費「 ^{14}C 同位体を用いた暗黒海洋における化学合成微生物による炭素固定能算出手法の開発」に関連し、海水中微生物細胞の同位体分析を目的とした試料の分離・濃縮技術開発の研究を実施している。

本調達は、海水等の液体試料中の微生物細胞等をタンジェンシャルフローろ過（TFF）により効率的に濃縮し、同位体分析に必要な試料量を確保するため、「令和8年度タンパク質濃縮・脱塩用システム 一式」を購入するものである。

4. 仕 様

「令和8年度タンパク質濃縮・脱塩用システム 一式」は、以下の機器及び部品で構成し、それぞれ以下の条件を満たす必要がある。

1) タンパク質濃縮・脱塩用システム本体 1台

- ① クロスフローメンブレン方式（タンジェンシャルフローろ過：TFF）により、液体試料の循環、ろ過、濃縮及び脱塩（バッファー交換）が可能であること。
- ② フラットシートタイプの UF(限外ろ過)カセット及びホローファイバータイプの UF、MF（精密ろ過）カートリッジに対応し、1～30 L 程度の試料処理に対応できること。
- ③ 設置スペースの制約から、本体寸法が幅 700 mm 以下、奥行 550 mm 以下、高さ 800 mm 以下、重量 60 kg 以下であること。また、リザーバー容量が 8 L 以上であり、最小循環液量が 110 mL 以下であること。
- ④ 循環ポンプは、チューブの摩耗による微粒子の混入がなく、長時間の連続運転においても流量が安定し、かつ試料へのせん断応力が小さい送液方式（ダイヤフラム方式等）であること。また、流量範囲 200～5,000 mL/min を含み、最大運転圧力 4 bar (400 kPa) まで対応すること。
- ⑤ 循環流量、入口圧、出口圧、透過圧及び温度をデジタル表示でき、出入口差圧及び膜間差圧（TMP）を確認できること。また、圧力、温度、リザーバーレベル等のアラーム設定及び設定値到達時のポンプ停止等のエンドポイントコントロールが可能であること。
- ⑥ 設置環境温度 2～35℃、処理時の溶液温度 2～40℃、洗浄時最大 50℃に対応し、4℃環

境下での試料処理が可能であること。

2) ラインチューブキット 1 式

- ① 1) の本体の流路構成及び運転に使用するラインチューブキットであり、本体に接続して使用可能であること。

3) トランスファーポンプ 1 個

- ① 1) の本体と組み合わせて使用できるトランスファーポンプであり、出口圧力 1 bar 以上、送液流量 50~800 mL/min を含む範囲に対応すること。
- ② リザーバーの容量測定機能及び攪拌機構と組み合わせ、バッファー又は試料を連続的に供給することで、濃縮及びバッファー交換を行えること。

4) ポンプチューブ 1 個

- ① 3) のトランスファーポンプに使用可能なポンプチューブであり、当該ポンプのポンプヘッドに適合する寸法であること。

5) 同心異径レデューサー 2 個

- ① 1) の本体及び 2) のラインチューブキットの接続部に適合する同心異径レデューサー (25 mm TC から 50 mm TC への変換) であり、接液部の材質が SUS316L 相当のステンレス鋼であること。

6) TC クランプ 2 個

- ① 1.5 in (50 mm) TC 接続部に適合するクイックディスコネクト型のクランプであり、耐食性を有する材質であること。

7) サニタリーガasket 1 式

- ① ASME-BPE 準拠の 1 inch サニタリーガasketであり、4 個以上を 1 式として含むこと。

8) 前段ろ過用フィルターハウジング 1 台

- ① 海水試料の前段ろ過に用いるダイレクトインラインフロー型のフィルターハウジングであり、液接触部の主要材質が SUS316L 相当のステンレス鋼であること。
- ② 30 インチカートリッジ 1 本を装填でき、装填するカートリッジのエンドキャップ形式に適合すること。
- ③ 設計圧力 0.69 MPa 以上、設計温度 140℃以上であり、内容積 7,000 cm³以下、全高 1,000 mm 以下、質量 10 kg 以下であること。
- ④ 同位体分析における炭素汚染を回避するため、内外面がバフ#400 研磨相当以上の後に電解研磨仕上げされ、かつ禁油洗浄処理されていること。

- ⑤ ノズル及びベントの接続部は、サニタリー仕様のフェルール継手であること。また、1)の本体及び2)のラインチューブキットと接続して使用するために必要な変換継手、クランプ、ガasketその他の接続部品を含むこと。

5. 納品場所 茨城県つくば市小野川16-2 国立研究開発法人国立環境研究所

6. 納入期限 令和9年1月29日

7. 協議事項

本仕様書の内容に疑義等が生じた場合は、NIES 担当者と協議し、その指示に従うこと。

8. その他

本調達に、契約締結時における国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針における特定調達品目に該当する場合は、適合製品を納入すること。

本調達品の納入に当たり、請負者が既存品（産業廃棄物等）の撤去（運搬・処分）を実施する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、関係条例等に基づき、適正に収集運搬及び処分を行うこと。

なお、納入者は、本調達により納入する物品の使用又は設置等について、NIES において法令等（例：労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、電波法（昭和25年法律131号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律138号）、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）など）に基づく許認可申請・届出等を必要としないかを調査するものとし、調査の限りにおいて当該許認可申請・届出等が必要であると判断される場合には、納入時までNIES 担当者にその旨を文書にて通知すること。

また、納入引渡し完了した時点より1年間を保証期間と定め、保証期間中における設計及び製作上の原因による故障や不具合に関しては、納入者の責任において補修すること。